さいたま市告示第1616号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の 図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和7年10月17日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業3・4・19号元町三室線

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合五丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課